

# 老齢基礎年金を受けるために必要な期間は？

老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、原則として25年以上必要です。

①国民年金の保険料を納めた期間

+

②国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間  
 〈一部納付（一部免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること〉

+

③昭和36年4月以後の厚生年金保険等の被保険者および共済組合の組合員（被用者年金制度加入者）であった方のうち20歳以上60歳未満の期間

+

④第3号被保険者であった期間

+

⑤※合算対象期間（カラ期間）

||

①から⑤までの期間を合算して、原則として25年以上の資格期間が必要です。

## ※合算対象期間（カラ期間）の主な事例

- ①昭和36年4月から昭和61年3月までの間で、国民年金に任意加入できる方が加入しなかった期間
- ②昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の間で海外に在住していた期間
- ③日本国籍を取得した方等で、昭和36年4月から日本国籍取得までの期間のうち20歳から60歳までの海外在住期間
- ④昭和36年4月以後の厚生年金の期間で脱退手当金を受けた期間（昭和61年4月以後に国民年金の加入期間を有する場合に限る）
- ⑤昭和61年4月以後の期間で、任意加入できる20歳以上60歳未満の方で任意加入しなかった期間
- ⑥平成3年3月までの期間で、20歳以上60歳未満の学生が任意加入しなかった期間
- ⑦被用者年金制度の加入者であった方のうち昭和36年3月以前の期間や昭和36年4月以後の20歳未満および60歳以上の期間

## 基礎年金には国庫負担が含まれています

国民年金からは、老齢基礎年金のほか、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されますが、これらの基礎年金には国庫負担が含まれています。

この国庫負担の割合が、法律改正により平成21年4月以後の加入期間について、これまでの3分の1から**2分の1**に引き上げられました。これによって、将来にわたって国民年金が安定的に運営されることになりました。また、国庫負担率の引き上げによって、平成21年4月以後に免除期間がある方の老齢基礎年金の年金額が引き上げられます。

### 【計算式】

$$\frac{792,100\text{円}}{\text{平成21年度の老齢基礎年金の年金額（満額）}} \times \frac{\text{納付済月数} + A + B}{480\text{月}}$$

平成21年度の老齢基礎年金の年金額（満額）

- 平成21年3月以前の免除期間について
 

A	全額免除月数×1/3	3/4免除月数×1/2
	半額免除月数×2/3	1/4免除月数×5/6
- 平成21年4月以後の免除期間について
 

B	全額免除月数×1/2	3/4免除月数×5/8
	半額免除月数×6/8	1/4免除月数×7/8